

金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要

令和3年4月1日
福井県信用農業協同組合連合会

福井県信用農業協同組合連合会は、農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであると認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当会の金融円滑化に係る措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化に係る措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当会の金融円滑化管理に関する体制

※方針の全文については、平成22年1月13日に公表しております。

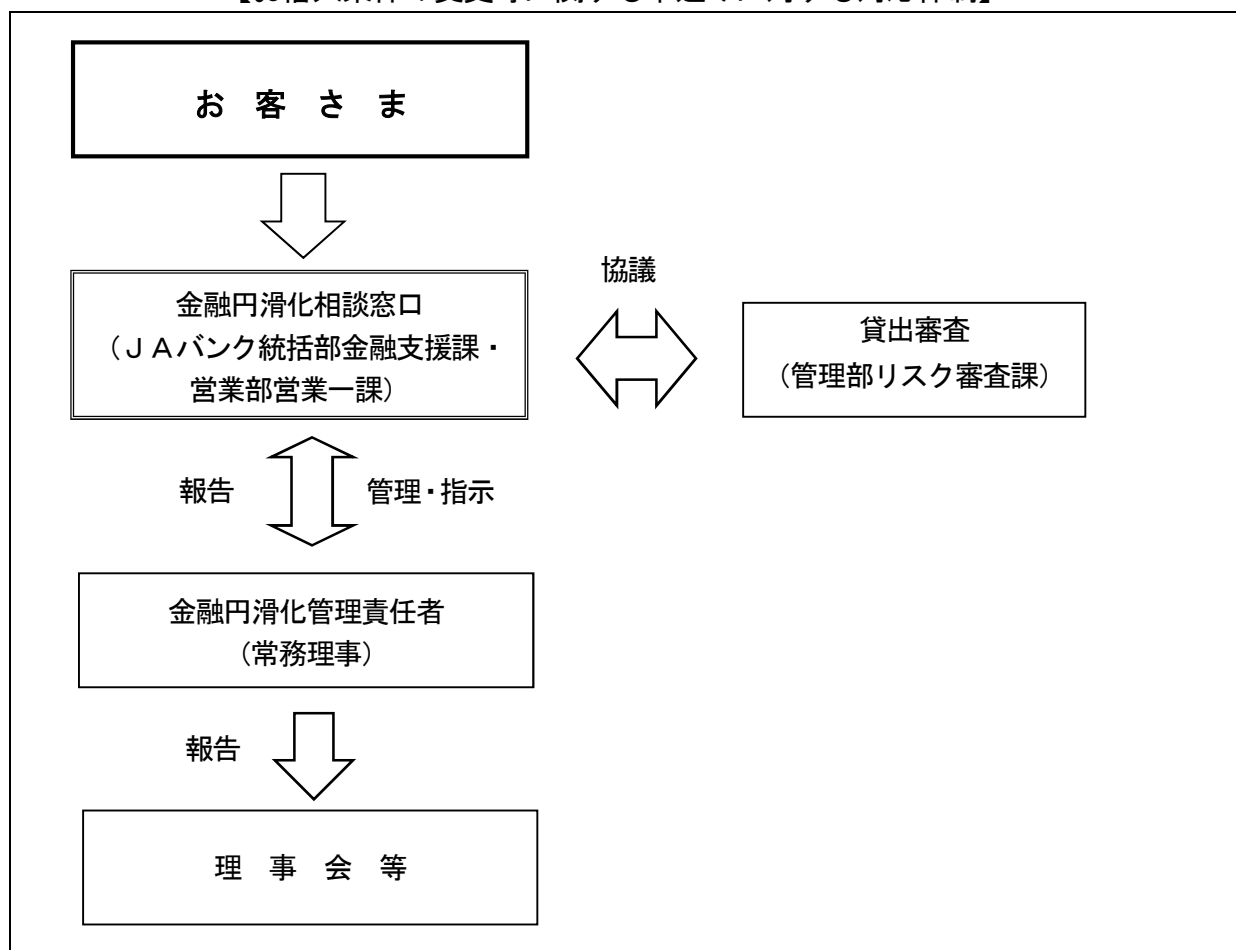
2 金融円滑化に係る措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化に係る措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体の金融円滑化に係る対応状況を把握することとしております。
- (3) J Aバンク統括部金融支援課および営業部営業一課を「金融円滑化担当部署」として、金融円滑化に係る対応状況を金融円滑化管理責任者へ報告することとしております。
- (4) J Aバンク統括部金融支援課および営業部営業一課では、金融円滑化に係る取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

当会における、お借入条件の変更等に関する申込みに対する対応体制は、次図の通りです。

【お借入条件の変更等に関する申込みに対する対応体制】



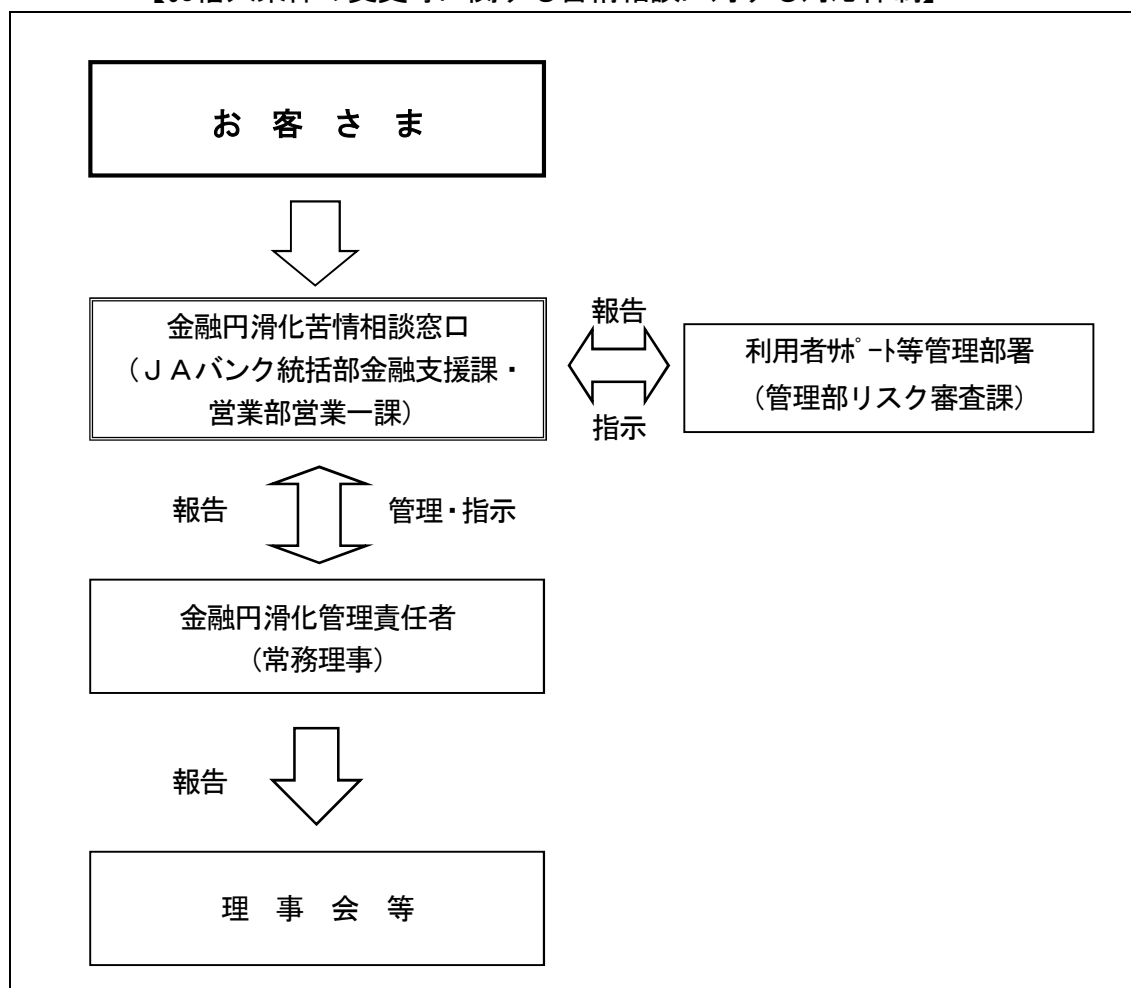
3 金融円滑化に係る措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客様からの金融円滑化に係るご相談の窓口を J Aバンク統括部金融支援課および営業部営業一課に設置しております。
- (2) お客様からの当会の金融円滑化に係る苦情については、J Aバンク統括部金融支援課および営業部営業一課に受付窓口を設置しております。また、苦情を受けた場合には、当会所定の手続きに従って、速やかに金融円滑化管理責任者および利用者サポート等管理部署に報告し、適切な対応を実施する体制を整備しております。
- (3) 当会における相談窓口の詳細は以下のとおりです。

相談窓口 : J Aバンク統括部金融支援課・営業部営業一課
受付時間 : 平日 午前 9:00 ~ 午後 5:00
電話番号 : 0776-27-8237 (J Aバンク統括部金融支援課)
0776-27-8239 (営業部営業一課)

当会における、お借入条件の変更等に関する苦情相談に対する対応体制は、次図の通りです。

【お借入条件の変更等に関する苦情相談に対する対応体制】



4 金融円滑化に係る措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化担当部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。
- (2) 農業者および中小企業者のお客さまに関しては、JAバンク統括部金融支援課および営業部営業一課において、経営相談等を行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

以上